

琴浦町福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

平成23年8月18日

琴浦町長職務代理者
琴浦町副町長 江原 修

平成23年琴浦町訓令第26号

琴浦町福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町福祉のまちづくり推進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)及び鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 本補助金は、民間の建築主等が特定建築物を建築物移動等円滑化基準(条例第16条から第23条までに定めるものを含む。以下「基準」という。)に適合したものとすることを促進し、もって本町における福祉のまちづくりを推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 町は前条の目的を達成するため、町内の特定建築物(次に掲げるものを除く。)の別表の第1欄に掲げる施設について、基準に適合する整備(第10号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書に規定するエレベーターの整備に限る。以下「補助事業」という。)を行う建築主等(国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。以下同じ。)に対し、当該補助事業に要する経費

(工事請負費、委託料その他町長が適当と認めるものに限る。以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)の補助金を予算の範囲内で交付する。

- (1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 43 条の2に規定する盲ろうあ児施設
- (3) 児童福祉法第 43 条の3に規定する肢体不自由児施設
- (4) 児童福祉法第 43 条の4に規定する重症心身障害児施設
- (5) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
- (6) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第5条の3に規定する老人福祉施設
- (7) 老人福祉法第 29 条第1項に規定する有料老人ホーム
- (8) 介護保険法(平成9年法律第 123 号)第8条第 25 項に規定する介護老人保健施設
- (9) 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第2条第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅
- (10) 法第 14 条第1項の規定の適用を受ける特別特定建築物(条例第 13 条各号に掲げるもの及び政令第9条に規定する規模未満のものを除く。)。ただし、当該特別特定建築物において、垂直移動が1層分以内のエレベーターを設置する場合を除く。

(交付申請)

第5条 規則第 4 条の規定により、本補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき規則第4条第 1 号及び第 2 号に定める書類は、それぞれ琴浦町福祉のまちづくり推進事業計画(報告)書(様式第1号)及び収支予算(決算)書(様式第2号)によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる額と仕入控除税額を含む補助対象経費の額(別表の第3欄に定める額を限度とする。)に補助率を乗じて得た額の合計額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する国及び県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 町長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(変更等の承認)

第7条 規則第11条第1項の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の20パーセントを超える増減

(2) 事業実施場所の変更

(3) 設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第16条の規定による補助事業等実績報告書は、様式第1号及び第2号を添付し、補助事業完了後1か月を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 補助対象施設	2 控除額	3 限度額
1 既存の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所、及び道等又は車いす利用者用駐車施設から当該便所及び利用居室(当該便所と同一の階にあるものに限る。以下同じ。)まで(当該便所を、移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合にあっては、当該出入口から当該便所及び利用居室まで)の経路	(1)直接地上へ通ずる出入口の戸(自動的に開閉する構造のものを除く。)の整備に要する経費の額 (2)廊下等の整備(傾斜路の設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。)に要する経費の額 (3)階段の整備(手すりの設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。)に要する経費の額 (4)敷地内通路の整備(傾斜路の設置を除く。)に要する経費の額	3,000 千円
2 新築の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所(当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。)	当該便所について基準に適合するようにするために必要な措置を全て行わないとした場合に、当該便所を整備するのに要する経費の額	1,200 千円
3 建築物に整備される政令第14条第1項第2号に規定する水洗器具		1,000 千円
4 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター(当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。)		20,000 千円
5 新築の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター(当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。)		3,000 千円
6 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成する出入口、及び道等又は車いす利用者用駐車施設から当該出入口までの経路	(1)直接地上へ通ずる出入口の整備(自動的に開閉する構造の戸及び条例第19条第1号イに規定する設備の設置を除く。)に要する経費の額 (2)1の項の(2)から(4)までに掲げる額	3,000 千円
7 新築の建築物の移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するもの	当該出入口の整備(条例第19条第1号イに規定する設備の設置を除く。)に要する経費の額	1,000 千円

様式第1号(第4条、第8条関係)

年度琴浦町福祉のまちづくり推進事業計画(報告)書

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位:千円)

事業の 区分 (別表第 1欄)	事業実施 (予定) 箇所	事業費	補助対 象経費	着工 (予定) 年月日	完成 (予定) 年月日	補助金 交付申 請額	備考
合 計							

(注) 1 本事業計画(報告)書には、必要に応じ、次の書類を添付すること。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置)
- (3) 各階平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法)
- (4) 条例に基づいて整備を行う部分の詳細図
- (5) 当該補助事業実施に係る費用の見積書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 補助金交付申請額は、補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額とし、千円未満は切り捨てること。

様式第2号(第4条、第8条関係)

収支予算(決算)書

収入の部

区 分	予 算 (決 算) 額	備 考
補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

支出の部

区 分	予 算 (決 算) 額	備 考
	円	
	円	
合 計	円	

第 号
年 月 日

様

琴浦町長

年度琴浦町福祉のまちづくり推進事業補助金交付(変更)決定通知書

年 月 日付で申請のあった琴浦町福祉のまちづくり推進事業補助金(以下「本補助金」という。)については、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付対象事業

本補助金の交付対象事業の内容は、 とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、琴浦町福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 交付の条件

- (1) 補助事業に着手したときは、遅滞なく町長に届け出ること。
- (2) 補助事業の内容を変更(中止・廃止)しようとするときは、速やかに町長の承認を受けること。
- (3) 本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を、補助事業完了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 本補助金は、間接国庫補助金に該当するものであり、その收受及び使用、交付対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定に従うこと。